

議第40号

檀原市印鑑条例の一部改正について

檀原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市印鑑条例の一部を改正する条例

檀原市印鑑条例（昭和52年檀原市条例第13号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第10条（略）</p> <p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）</p> <p>第11条 前条の規定にかかわらず、登録者は、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市又は民間事業者が設置する多機能端末機に、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</u>を使用して暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申</p>	<p>（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第10条（略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けた登録者が自ら前項の申請をした場合であって、個人番号カードの提示により、当該申請者が登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。</u></p> <p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）</p> <p>第11条 前条の規定にかかわらず、登録者は、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市又は民間事業者が設置する多機能端末機に、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記</u></p>

改正前	改正後
<p>請をし、その交付を受けることができる。</p> <p>2 前項の暗証番号は、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。</u></p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第12条 市長は、印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（印鑑登録証明書交付申請の不受理）</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理しない。</p> <p>（1） 印鑑登録証の提示がないとき。</p> <p>（2） ・ （3） （略）</p>	<p><u>録した個人番号カード又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）を使用して暗証番号を入力し、若しくはこれに代わる認証を行うことにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</u></p> <p>2 前項の暗証番号は、<u>公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。</u></p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第12条 市長は、印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、印鑑登録証（<u>第10条第2項の規定による申請の場合は、個人番号カード</u>）及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（印鑑登録証明書交付申請の不受理）</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理しない。</p> <p>（1） <u>印鑑登録証（第10条第2項の規定による申請の場合は、個人番号カード）</u>の提示がないとき。</p> <p>（2） ・ （3） （略）</p>

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項及び第2項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

理由 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備による交付を可能とするほか、その他所要の改正を行うもの

議第41号

かしはら万葉ホール条例の一部改正について

かしはら万葉ホール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

かしはら万葉ホール条例の一部を改正する条例

かしはら万葉ホール条例（平成8年檀原市条例第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前							改 正 後						
別表第1（第10条関係）							別表第1（第10条関係）						
（単位：円）							（単位：円）						
区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日一括	区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日一括
	9：00 ～ 12：00	13：00 ～ 17：00	18：00 ～ 21：30	9：00 ～ 17：00	13：00 ～ 21：30	9：00 ～ 21：30		9：00 ～ 12：00	13：00 ～ 17：00	18：00 ～ 21：30	9：00 ～ 17：00	13：00 ～ 21：30	9：00 ～ 21：30
(略)							(略)						
視聴 覚室	3,980	3,980	3,980	7,960	7,960	11,940	視聴 覚室	3,980	3,980	3,980	7,960	7,960	11,940
特別	<u>6,600</u>	<u>6,600</u>	<u>6,600</u>	<u>13,20</u>	<u>13,20</u>	<u>19,80</u>							

改正前							改正後								
会議室				<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>									
和室	<u>6,600</u>	<u>6,600</u>	<u>6,600</u>	<u>13,20</u>	<u>13,20</u>	<u>19,80</u>									
				<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>									
茶室	<u>5,230</u>	<u>5,230</u>	<u>5,230</u>	<u>10,46</u>	<u>10,46</u>	<u>15,69</u>									
				<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 かしはら万葉ホールに一部職員の一部一時避難を行うため、所要の改正を行うもの

議第42号

榿原市リサイクルプラザ条例の一部改正について

榿原市リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

榿原市長 亀田 忠彦

榿原市リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例

榿原市リサイクルプラザ条例（平成12年榿原市条例第38号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後								
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 リサイクルプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">名称</td> <td>榿原市リサイクルプラザ <u>リサイクル館かしはら</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p><u>（構成）</u></p> <p>第3条 <u>リサイクルプラザは、プラザ棟及び処理棟をもって構成する。</u></p> <p>（事業）</p> <p>第4条 <u>プラザ棟においては、次の各号に掲げる事業を行う。</u></p> <p><u>（1） 不用物品の再生及び補修に関すること。</u></p> <p><u>（2） 廃棄物の有効利用に係る体験学習に関すること。</u></p> <p><u>（3） 廃棄物の減量及び再生利用に係る講座等の開催に関すること。</u></p> <p><u>（4） 廃棄物の減量、再資源化及び再生利用に係る情報の収集及び発信並びに意識の啓発に関すること。</u></p>	名称	榿原市リサイクルプラザ <u>リサイクル館かしはら</u>	（略）		<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 リサイクルプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">名称</td> <td>榿原市リサイクルプラザ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p>（事業）</p> <p>第3条 <u>リサイクルプラザは、次の各号に掲げる事業を行う。</u></p> <p><u>（1） 廃棄物の減量及び再生利用に係る市民の意識の啓発に関すること。</u></p> <p><u>（2） 廃棄物の減量及び再生利用に係る情報の収集及び発信に関すること。</u></p> <p><u>（3） 廃棄物の減量及び再生利用に係る体験の機会の提供に関すること。</u></p> <p><u>（4） 不用物品の再生に関すること。</u></p>	名称	榿原市リサイクルプラザ	（略）	
名称	榿原市リサイクルプラザ <u>リサイクル館かしはら</u>								
（略）									
名称	榿原市リサイクルプラザ								
（略）									

改正前	改正後
<p><u>(5) 地球温暖化対策に係る情報の収集及び発信並びに意識の啓発に関すること。</u></p> <p><u>(6) 環境保全思想の啓発に関すること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>2 処理棟においては、橿原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和51年橿原市条例第11号）の規定に基づき、同条例で定める一般廃棄物のうち、再生利用が可能であるごみの選別、圧縮及び破碎等の処理並びに資源の有効利用に関する事業を行う。</u></p> <p><u>(使用の許可等)</u></p> <p><u>第5条 別表に定めるプラザ棟内の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</u></p> <p><u>(1) 施設及び設備を損傷するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、不適當であると認めるとき。</u></p> <p><u>(使用許可の取消し等)</u></p> <p><u>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、使用者に損害があっても、その責を負わない。</u></p> <p><u>(1) 災害その他の事由により使用できなくなったとき。</u></p>	<p><u>(5) (略)</u></p>

改正前	改正後					
<p>(2) <u>この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。</u></p> <p>(4) <u>前条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に定めるもののほか、市長が特に必要であると認めるとき。</u></p> <p><u>(使用料等)</u></p> <p>第7条 <u>使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>別表 (第5条、第7条関係)</p>	<p><u>(入館の制限等)</u></p> <p>第4条 <u>市長は、リサイクルプラザに入館する者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。</u></p> <p>(1) <u>他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯する者</u></p> <p>(2) <u>動物類 (身体障害者補助犬法 (平成14年法律第49号) に規定する身体障害者補助犬その他の市長が特に必要と認める動物類を除く。) を携帯する者</u></p> <p>(3) <u>施設及び設備を損傷するおそれがあると認める者</u></p> <p>(4) <u>公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める者</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認める者</u></p> <p>(委任)</p> <p>第5条 (略)</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="76 1249 430 1337" rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2" data-bbox="430 1249 1133 1337">時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="430 1337 752 1418">9:00~12:00</td> <td data-bbox="752 1337 1133 1418">12:00~17:00</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	時間帯		9:00~12:00	12:00~17:00	
施設名		時間帯				
	9:00~12:00	12:00~17:00				

改正前			改正後		
会議室1	1,250円	1,880円			
会議室2	2,410円	3,560円			
研修室A	2,930円	4,290円			
研修室B	1,570円	2,300円			
ガラス工房室	2,410円	3,560円			
ガラス工房研修室	1,250円	1,880円			
紙すき等工房室(全面)	2,410円	3,560円			
紙すき等工房室(1面)	620円	940円			
備考 檀原市に住所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表の使用料に 1.5を乗じて得た額(10円未満の端数がある場合については、その端数金額を切り捨てる。)とする。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 リサイクル館かしはらに一部職員の一時避難その他規定の整理を行うため、所要の改正を行うもの

議第43号

橿原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

橿原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

橿原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年橿原市条例第26号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
<p>(罰則)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第7条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の<u>建築主</u>（建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割することにより、第7条第1項の規定に違反することとなった場合においては、当該敷地の所有者、管理者又は占有者）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>		<p>(罰則)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第7条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の<u>設計者</u>（<u>設計図書を用い</u>ないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、<u>当該建築物の工事施工者</u>とし、建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割することにより、第7条第1項の規定に違反することとなった場合においては、当該敷地の所有者、管理者又は占有者）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>	
名称	区域	名称	区域
(略)		(略)	

改正前		改正後	
小槻町第2地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示する橿原市小槻町第2地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域	小槻町第2地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示する橿原市小槻町第2地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
		忌部町・雲梯町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示する橿原市忌部町・雲梯町地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
地区整備計画区域	建築してはならない建築物	地区整備計画区域	建築してはならない建築物
計画地区		計画地区	
(略)		(略)	
小槻町第2地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿は除く。以下同じ。） (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからカに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）	小槻町第2地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿は除く。以下同じ。） (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからカに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）

改 正 前		改 正 後	
	<p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 学習塾、華道教室、囲碁教室等その他これらに類する施設</p> <p>カ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所</p> <p>(4) 巡査派出所</p> <p>(5) 公園に設けられる公衆便所及び休憩所</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからエまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途</p>		<p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 学習塾、華道教室、囲碁教室等その他これらに類する施設</p> <p>カ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所</p> <p>(4) 巡査派出所</p> <p>(5) 公園に設けられる公衆便所及び休憩所</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからエまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途</p>

改 正 前		改 正 後	
	<p>に供する工作物の築造面積（当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が600平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの</p> <p>イ 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>ウ 畜舎</p> <p>エ 別表第4に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供するもの</p>		<p>に供する工作物の築造面積（当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が600平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの</p> <p>イ 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>ウ 畜舎</p> <p>エ 別表第4に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供するもの</p>
		<p><u>忌部町・雲梯町</u> <u>地区整備計画区</u> <u>域</u></p>	<p><u>次に掲げる建築物以外の建築物</u></p> <p><u>(1) 工場</u></p> <p><u>(2) 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</u></p> <p><u>(3) 自動車車庫</u></p> <p><u>(4) 倉庫（倉庫業を営む倉庫を除く。）</u></p>

改正前						改正後					
									(5) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの		
									(6) 前各号の建築物に附属するもの		
別表第5 (第5条—第9条関係)						別表第5 (第5条—第9条関係)					
地区整備計画 区域	ア	イ	ウ	エ	オ	地区整備計画 区域	ア	イ	ウ	エ	オ
	建築物 の容積 率の最 高限度	建築物 の建蔽 率の最 高限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最 高限度		建築物 の容積 率の最 高限度	建築物 の建蔽 率の最 高限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最 高限度
(略)						(略)					
小槻町 第2地 区整備 計画区 域	80%	50%	200平 方メー トル ただし、 次の各号 に掲げる 建築物の 敷地につ いては、 この限り でない。	建築物の外壁又は これに代わる柱の面 から敷地境界線まで の距離は1メートル 以上とする。ただし 、次の各号のいずれ かに該当する場合は 、この限りでない。 (1) 外壁又はこ れに代わる柱の中 心線の長さの合計	10メートル	小槻町 第2地 区整備 計画区 域	80%	50%	200平 方メー トル ただし、 次の各号 に掲げる 建築物の 敷地につ いては、 この限り でない。	建築物の外壁又は これに代わる柱の面 から敷地境界線まで の距離は1メートル 以上とする。ただし 、次の各号のいずれ かに該当する場合は 、この限りでない。 (1) 外壁又はこ れに代わる柱の中 心線の長さの合計	10メートル

改 正 前						改 正 後						
				(1) 巡査派出所 (2) 公園に設けられる公衆便所及び休憩所、公民館	が3メートル以下であること。 (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (3) 車庫					(1) 巡査派出所 (2) 公園に設けられる公衆便所及び休憩所、公民館	が3メートル以下であること。 (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (3) 車庫	
						<u>忌部町</u>					<u>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は5メートル以上とする。ただし、本地区計画の都市計画決定時において、現に存する建築物については、当該規定は適用しない。</u>	
						<u>・雲梯</u>						
						<u>町地区</u>						
						<u>整備計</u>						
						<u>画区域</u>						

この条例は、公布の日から施行する。

理由 忌部町・雲梯町地区地区計画の都市計画決定に伴い、建築基準法第68条の2に基づき当該区域内の建築物への制限を行うほか、その他所要の改正を行うもの